

## 広島県立安古市高等学校「いじめ防止対策推進委員会」設置要項

### (設置)

校務運営規程第20条に基づき、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

### (目的)

第2条いじめの防止等について、校長が別に定めた「安古市高等学校全日課程いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進する。

### (構成員)

第3条委員長を校長とし、副委員長を教頭及び総括事務長とする。主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭を委員とする。校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉などの専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

### (会議)

第4条校長は、このいじめ防止対策推進委員会を主宰し、会議を招集する。

### (業務内容)

第5条本委員会は、次の業務を遂行する。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。
- (2) 生徒指導部の作成した年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (5) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (6) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (7) いじめに関する相談窓口を設置し、その存在や相談方法等について、定期的に生徒及び保護者に周知する。
- (8) その他、いじめの防止対策推進にかかる組織的な取組を行う。

### (雑則)

第6条この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この要項は、平成25年8月26日から施行する。